

ぐんま賃上げ促進支援金支給要綱（案）

（趣旨）

第1条 群馬県知事（以下「知事」という。）は、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、中小企業の持続的な賃上げを後押しするため、予算の範囲内において、ぐんま賃上げ促進支援金（以下「支援金」という。）を支給する。その支給については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「賃金」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう（諸手当は除く）。
- （2）「公益法人、協同組合等で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当する法人をいう。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円超であること。
 - ② 常時使用する従業員の数が300人超であること。
- （3）「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。
 - ① 会社役員、個人事業主
 - ② 日々雇い入れられる者
 - ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
 - ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- （4）「個人事業主」とは、群馬県内の税務署へ開業届を提出している者をいう。
- （5）「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ① 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - ② 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- （6）「非正規雇用労働者」とは、前項に規定する者以外の者をいう。
- （7）「小規模な事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者等に該当する者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であつて、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（カ）に該当する者は除く。

(ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者

(ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）

(エ) 群馬県が設立した法人

(オ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体

(カ) 公益法人、協同組合等で事業規模の大きい者

イ 群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が群馬県内にあること。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。

ウ 群馬県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。

キ 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

(2) 申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 群馬県内の税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、前号ウからケ全てに該当すること。

(支給要件)

第 4 条 支援金の支給対象となる従業員・賃上げ期間及び賃上げ率並びにその他の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支給対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間 20 時間以上であること。

(2) 賃上げ期間

下記の 2 つの期間で行われた賃上げを対象とする。

第 1 期：令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの期間

第 2 期：令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間

(3) 賃上げ率

ア 第 1 期・第 2 期の期間で、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して 5%以上引き上げていること。

イ 小規模な事業者に該当する場合は、第 1 期・第 2 期の期間で、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して 3%以上引き上げていること。

(4) その他

ア 最低 1 月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

イ 引き上げ後の賃金水準を 1 年間継続する見込みがあること。

ウ 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。

エ 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していない、あるいは受給予定がないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条1号・2号及び4号並びに前条3号アに規定する要件を満たす従業員1人当たり5万円、1法人及び個人事業主当たりの申請上限人数は第1期・第2期それぞれ40人とする(計80人)。
- (2) (1)に該当せず、前条1号・2号及び4号並びに前条3号イに規定する要件を満たす従業員1人当たり3万円、1法人及び個人事業主当たりの申請上限人数は第1期・第2期それぞれ20人とする(計40人)。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、ぐんま貸上げ促進支援金申請書兼請求書(様式第1号)を第1期の申請については令和8年9月30日、第2期の申請については令和9年1月31日までに知事へ提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第1号別紙1又は別紙2)
- (2) 支給対象従業員一覧(様式第2号)
- (3) 対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (4) 賃金台帳等の写し(貸上げ月分及びその前月分の基本給を比較できるもの)
- (5) 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等
- (6) その他知事が必要と認める書類

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意するものとし、知事は、当該宣誓又は同意しない者には、支援金を支給しないものとする。

- (1) 第3条に規定する支給対象者であること。
- (2) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (3) 申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること、また関係行政機関から県が情報提供を受けること。
- (4) 虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに

同意すること。

(5) その他知事が別に定める誓約事項に同意すること。

(6) 第1号から第5号までの内容に反した場合には、支援金を返還すること。

(支給決定)

第8条 知事は、第6条による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、支援金の支給決定を行う。

2 知事は、前項の規定による支援金の支給決定をしたときは、申請者に対し、ぐんま賃上げ促進支援金支給決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(不支給決定)

第9条 知事は、審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、ぐんま賃上げ促進支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(支援金の支給)

第10条 知事は、第8条の規定により支給決定を行った申請者に対し、支援金を支給する。

(申請のみなし取下げ)

第11条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により確認ができない場合及び関係書類の補正等に応じない場合が相当期間続いたときは、最初に連絡をした日から1か月を経過した日を以て、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消・減額及び支援金の返還)

第12条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消し、又は減額し、支援金の返還を求めものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき

(2) 第3条の要件を満たさないことが判明したとき

(3) 第4条の要件を満たさないことが判明したとき

(4) その他、知事が適当でないと認めたとき

(支援金の経理)

第13条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る経理について、その支援金支給の原因である事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

業務フロー（案）

